

# 新型コロナウイルス感染症対策に係る 診療報酬上の臨時的な取り扱い等の概要（歯科）

2022 年 5 月 6 日（未定稿）

新型コロナウイルス感染症患者の状況等を踏まえた医療法や診療報酬上の特例措置等については、厚労省より随時事務連絡が出されている。下記に、その概要をまとめた。

記載内容は、**2022 年 5 月 2 日**までに入手した情報により、作成しており、今後変更がある場合があるので、留意いただきたい。**なお、下線部は前回 2021 年 10 月 2 日以降の変更点である。**

また、ここに記載したものは、新型コロナウイルス感染症患者の状況等を踏まえた臨時的な取扱いであり、状況等に変化があった場合には、必要な見直しが行われる特例措置であることにも留意されたい。

## **1. 6 歳未満児の外来診療等に対する「乳幼児感染予防策加算」の算定（令和 4 年 3 月 31 日で終了）**

令和 2 年 12 月 15 日以降、6 歳未満の乳幼児に対して下記に掲げる感染予防策を講じた上で対面診療により初診料又は再診料を算定する場合は、「乳幼児感染予防策加算」として下記の点数が加算できる。

○令和 2 年 12 月 15 日～令和 3 年 9 月 30 日まで 55 点

令和 2 年 12 月 15 日保険局医療課事務連絡（その 31） <https://www.mhlw.go.jp/content/000705761.pdf>

○令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月末まで 28 点

令和 3 年 9 月 28 日保険局医療課事務連絡（その 63） <https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>

算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得ることが必要である。

令和 2 年 12 月 15 日保険局医療課事務連絡（その 31） <https://www.mhlw.go.jp/content/000705761.pdf>

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施すべき感染予防策 | <p>「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症 2019（COVID-19）診療指針・第 1 版（小児 COVID-19 合同学会ワーキンググループ）」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行う。</p> <p>（院内感染防止等に留意した対応の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ COVID-19 に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、一人の患者ごとに手指消毒を実施する。</li> <li>・ 流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握する。</li> <li>・ 環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に 70～95%アルコールか 0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行う。</li> </ul> |
|            | <div>診療行為名称</div> <div>請求コード</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                                                                                                                                    |           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 乳幼児感染予防策加算（診療報酬上臨時的取扱）                                                                                                             | 301077770 |
| <p>なお、令和3年4月21日付保険局医療課事務連絡（その42）において、「書面による請求を行う保険医療機関の診療報酬明細書等の記載等において、診療行為名称等を記載する場合については、次に示す略号を使用して差し支えないとされた。」</p>            |           |
| 診療行為名称等                                                                                                                            | 略号        |
| 令和2年12月15日事務連絡1.及び令和3年2月26日事務連絡1.に示す小児の外来における対応について                                                                                | 小コ        |
| 令和3年4月21日付保険局医療課事務連絡（その42） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000771485.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000771485.pdf</a> |           |

## 2. 感染症対策実施加算の算定

（令和3年4月1日～令和3年9月30日で終了）

次に掲げる点数を算定する場合であって、下記に掲げる感染予防策を講じた上で対面診療を行う場合は、令和3年4月から9月までの間、「歯科外来等感染症対策実施加算」（5点）が算定できる。なお、「乳幼児感染予防策加算」（55点）との併算定ができる。

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施すべき感染予防策     | <p>「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き（5・3版）<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000829136.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000829136.pdf</a></p> <p>（感染防止等に留意した対応の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行う。</li> <li>・病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行う。</li> </ul> |
| 加算が算定できる点数     | <p>ア 初診料</p> <p>イ 再診料（注7に規定する電話等による再診を除く。）</p> <p>ウ 歯科訪問診療料</p> <p>エ 訪問歯科衛生指導料</p> <p>オ 在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>カ 在宅患者緊急時等カンファレンス料</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 診療行為名称点数       | 請求コード                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 歯科外来等感染症対策実施加算 | 301077970                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

なお、令和3年4月21日付保険局医療課事務連絡（その42）において、「書面による請求を行う保険医療機関の診療報酬明細書等の記載等において、診療行為名称等を記載する場合については、次に示す略号を使用して差し支えないとされた。」

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 診療行為名称等                               | 略号 |
| 令和3年2月26日事務連絡2(1)②に示す「歯科外来等感染症対策実施加算」 | 外コ |

令和3年4月21日付保険局医療課事務連絡（その42）<https://www.mhlw.go.jp/content/000771485.pdf>

## 3. 新型コロナウイルス感染症患者へ歯科治療を行う場合の加算

### (1) 新型コロナ歯科治療加算（298点）（令和3年4月1日～）

新型コロナウイルス感染症患者に対し、対面により歯科治療を実施する場合は、令和3

~~年4月から9月までの間、「歯科外来等感染症対策実施加算」(5点)に加えて、「新型コロナ歯科治療加算」(298点)が算定できる。6歳未満児である場合は、「乳幼児感染予防策加算」との併算定ができる。なお、「歯科外来等感染症対策実施加算」(5点)は9月30日で廃止され、令和3年10月以降は「乳幼児感染予防策加算」が28点となるが、「新型コロナ歯科治療加算」(298点)は引き続き算定できる。~~

## **(2) 施設基準の届出や本体点数算定が無くても、令和3年9月28日以降「総合医療管理加算」、「在宅総合医療管理加算」が算定できる**

新型コロナウイルス感染症患者に対して、当該疾患の担当医から、歯科治療を行うに当たり当該患者の全身状態や服薬状況等の必要な診療情報の提供を受け、必要な管理及び療養上の指導等を行った場合、B000-4 歯科疾患管理料又は C001-3 歯科疾患在宅療養管理料の算定の有無を問わず、B000-4 歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算(50点)又は C001-3 歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算(50点)を1日に1回算定できる。

この場合、同一保険医療機関の医科の担当医からの情報提供又は文書以外の方法による診療情報の提供でも差し支えないが、算定に当たっては、当該診療情報に関する内容を診療録に記載する。また、当該加算に係る施設基準の届出は不要である。

なお、この取り扱いは、令和3年9月28日以降適用され、当該加算を算定する場合は、摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

令和3年9月28日保険局医療課事務連絡(その63) <https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>

## **(3) 診療時間20分未満でも歯科訪問診療1は100分の70減算を要しない**

新型コロナウイルス感染症患者に対して歯科訪問診療を行った場合であって、診療時間が20分未満であっても、C000 歯科訪問診療料1の注4に規定する減算(100分の70)をせず、所定点数を算定することができる。

なお、この取り扱いは、令和3年9月28日以降適用され、診療時間が20分未満の場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

令和3年9月28日保険局医療課事務連絡(その63) <https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>

## **(4) 緊急往診加算**

自宅・宿泊療養を行っている者若しくは歯科、小児歯科、矯正歯科若しくは歯科口腔外科を標榜する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している新型コロナウイルス感染症患者又は現にその看護に当たっている者からの訴えにより、速やかに歯科訪問診療を行った場合、手術後の急変等が予想される場合に限らず、緊急の場合として、歯科訪問診療1～3の注7に規定する**緊急歯科訪問診療加算**が算定できる。

なお、この取り扱いは、令和3年9月28日以降適用され、加算を算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

令和3年9月28日保険局医療課事務連絡(その63) <https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>

## **(5) 呼吸管理を行っている感染症患者へ口腔の剥離上皮膜の除去等を行った場合**

新型コロナウイルス感染症患者であって、呼吸管理を行っている者に対して、口腔衛生状態の改善を目的として、口腔の剥離上皮膜の除去等を行った場合、I030-2 非経口摂取患者口腔粘膜処置（100 点）が 1 日につき 1 回算定できる。

なお、この取り扱いは、令和 3 年 9 月 28 日以降適用され、加算を算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

また、令和 4 年診療報酬改定で I030-2 非経口摂取患者口腔粘膜処置の所定点数が 110 点に改正されたが、当該取扱いにおいては、令和 4 年 4 月 1 日以降も旧歯科点数表における非経口摂取患者口腔粘膜処置の点数（100 点）を 1 日につき 1 回算定する。

令和3年9月 28 日保険局医療課事務連絡(その 63) <https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>

令和4年3月 31 日保険局医療課事務連絡(その 69) <https://www.mhlw.go.jp/content/000926188.pdf>

#### **(6) 感染症患者の脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度等を把握して歯科治療を行った場合**

新型コロナウイルス感染症患者に対して、患者の脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度等を把握して歯科治療を行った場合、施設基準の届出がなくても、B004-6-2 歯科治療時医療管理料（45 点）又は C001-4-2 在宅患者歯科治療時医療管理料（45 点）が算定できる。

なお、この取り扱いは、令和 3 年 9 月 28 日以降適用され、加算を算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

令和3年9月 28 日保険局医療課事務連絡(その 63) <https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>

#### **(7) 口腔乾燥を訴える者に対して、服薬、栄養等の療養上の指導を行った場合**

新型コロナウイルス感染症患者であって、口腔乾燥を訴える者に対して、服薬、栄養等の療養上の指導を行った場合、B002 歯科特定疾患療養管理料（170 点）を算定できる。

なお、この取り扱いは、令和 3 年 9 月 28 日以降適用され、加算を算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

令和3年9月 28 日保険局医療課事務連絡(その 63) <https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>

### **4. 初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する診療の特例（全ての患者）**

① 歯科医師が医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行うことができる。

② 診療報酬は、原則として処方を行った場合に算定する。算定範囲は下記の通り。

○初診料 歯科初診料又は地域歯科診療支援病院歯科初診料とも 185 点[C000 歯科訪問診療 3、「摘要」欄に「コロナ特例」と記載]（初診料の加算も算定可）

※令和 2 年 6 月 10 日付保険局医療課事務連絡で「A000 初診料の注 5、注 7 及び注 8 に規定する加算を指す。なお、この取扱いは、令和 2 年 4 月 27 日から適用される」旨が示されている。

○F000 調剤料、F100 処方料、F500 調剤技術基本料、薬剤料

○F400 処方箋料

③ 一部負担金の徴収は、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の方法で差し支えない。なお領収証については確実に渡すことが前提だが、本人に説明をしてご了解がとれれば、郵送でも後で渡すのでもよい。

④ 処方については、下記の規制がある。

ア. 麻薬及び向精神薬のような場合も、処方をしてはならない。

イ. カルテ等（※）により基礎疾患の情報が把握できない場合

※カルテ等とは、「過去のカルテ、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク又は健康診断の結果等」を指す。なお、地域医療情報連携ネットワークとは、「患者の同意を得た上で、医療機関間において、診療上必要な医療情報（患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等）を電子的に共有・閲覧できる仕組み」を言う。

○処方日数は7日間を上限とする。

○薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等）は処方してはならない。

⑤ 処方箋を交付する際に、患者が、薬局において電話や情報通信機器による「服薬指導等」を希望する場合は、処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載し、患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局に FAX 等により処方箋情報を送付する。その際、医師はカルテに送付先の薬局を記載する。また、医療機関は、処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付する。なお、カルテ等により患者の基礎疾患を把握できていない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記する。

⑥ 院内処方を行う場合は、患者と相談の上、医療機関から直接配送等により患者へ薬剤を渡すこととしても良い。

⑦ オンライン診療を実施する医師は、2020年4月以降、厚労省が定める研修を受講しなければならないとされているが、令和2年4月10日付厚労省医政局医事課事務連絡による時限的・特例的な取り扱いが継続している間は、研修をしていなくても差し支えない。

## 5. 2度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いて実施する場合の特例（全ての患者）

対面診療を行っている患者に電話等再診を行った場合、診療報酬は下記を算定する。

なお、令和4年診療報酬改定で歯科再診料の所定点数が56点に改正されたが、当該取扱いにおいては、令和4年4月1日以降も旧歯科点数表における再診料（施設基準の届出状況に応じて対面診療において保険医療機関が算定していた44点、53点、73点）を算定し、算定した場合には、レセプトの摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

令和2年4月27日保険局医療課事務連絡(その15) <https://www.mhlw.go.jp/content/000625703.pdf>

令和4年3月31日保険局医療課事務連絡(その69) <https://www.mhlw.go.jp/content/000926188.pdf>

○A002 再診料 44点又は53点又は73点[対面診療で算定した再診料と同じ。摘要欄に「コロナ特例」と記載]（再診料の加算も算定可）

※6月10日付保険局医療課事務連絡で「A002 再診料の注3、注5、注6及び注9に規定する加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。なお、この取扱いは、令和2年3月5日から適用される。」旨が示されている。

○F000 調剤料、F100 処方料、F500 調剤技術基本料、薬剤料

○F400 処方箋料

○B001-3 歯周病患者画像活用指導料及び B004-6-2 歯科治療時医療管理料の合計

55 点（対面診療で B000-4 歯科疾患管理料、B002 歯科特定疾患療養管理料を算定していた患者で、電話や情報通信機器を用いた診療で当該計画等に基づく管理又は精神療法を行う場合に限り、月 1 回算定できる）

※B001-3 歯周病患者画像活用指導料は、1 枚撮影したものとして算定する。

※対面診療で歯周病以外の口腔疾患を管理していた場合も、B001-3 歯周病患者画像活用指導料が算定できる。

※口腔内カラー写真を撮影していない場合も、B001-3 歯周病患者画像活用指導料を算定できる。

※ 歯科初診料の注 1 の施設基準に規定する研修が新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施出来ない場合は、施設基準の届出を辞退する必要はない。ただし、可能な範囲で実施し、実施できるようになった場合は、速やかに本来予定していた研修を受講する。